申請番号

令和　　年　　月　　日

**神戸港在来貨物集貨促進事業**

**補助金交付申請書**

神 戸 市 長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表事業者 | 所 在 地 |  |
| 法 人 名 |  |
| 代表者名 |  |
| 種別 | 荷主企業  物流事業者 |
| 連名事業者 | 所 在 地 |  |
| 法 人 名 |  |
| 代表者名 |  |
| 種別 | 荷主企業  物流事業者 |

（注）物流事業者が申請する場合は、荷主企業との連名による者に限る

（振込先口座）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 銀行 |  | 支店 |
| 預金種目 |  | 普通　　 当座　 その他（　　　　　　　　　） | | | |
| 口座番号 |  |  | | | |
| 口座名義 |  |  | | | |

（注）口座名義は、代表事業者と同一名義であること。

標記の事業の補助金について、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

**１．補助事業の名称**

|  |
| --- |
|  |

**２．補助金申請額**

|  |
| --- |
| 円  （千円未満の端数は切り捨て） |

**３．担当者情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 |  |
| 法 人 名 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 連 絡 先 | TEL： |
| Email： |

**４．事業計画の概要（背景や目的など）**

|  |
| --- |
|  |
| 補助金交付要綱第３条：アイテムを選択してください。　に該当  【該当理由（事業の新規性等）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

**５．貨物輸送情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸送品 | 品目 |  | |
| 数量/総重量 | /　　　　トン/　　　　M3 | |
| 仕向地/出荷地 |  | | |
| 輸送期間  ※工場出荷～現地 |  | | |
| 輸送経路・計画  ※工場出荷～現地 | ※別途輸送計画書を作成する場合は省略することができます。  【輸送等手配（見積書発行事業者）：　　　　】 | | |
| 補助対象経費 |  | | |
| 合計金額（税抜） | | 円 |
| 補助金申請額 | 補助対象経費の2分の1  （上限200万円）  ※千円未満の端数は切り捨て | | 円 |
| 添付資料 | １．輸送品の**輸送計画書**（様式任意。**上記表の「輸送経路・計画」欄に詳細を記載している場合は不要**）  ２．輸送品のカタログ、写真など製品の**外観が分かるもの**  ３．事業対象経費の金額及び内容を証明する**見積書の写し**等 | | |

**６. 誓約・承諾事項**

本申請にあたり、申請者が以下の**全ての条件を満たしていること**を誓約します。

また、⑤及び⑥については、事実確認のための警察等関係機関への照会にあたり、代表者や 役員等の情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

（内容を確認のうえ、全ての□にチェック（✓）を付けてください。）

① 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない。

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない。

④ 国税及び地方税を滞納していない。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）が、役員等として又は実質的に、経営に関与している団体でない。

⑥ 役員等が、暴力団等に金銭的な援助、その他経済的な便宜を図ったことがあるなど、 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していない。

申請番号

令和　　年　　月　　日

**記入例**

**神戸港在来貨物集貨促進事業**

**補助金交付申請書**

神 戸 市 長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表事業者 | 所 在 地 |  |
| 法 人 名 |  |
| 代表者名 |  |
| 種別 | 荷主企業  物流事業者 |
| 連名事業者 | 所 在 地 |  |
| 法 人 名 |  |
| 代表者名 |  |
| 種別 | 荷主企業  物流事業者 |

（注）物流事業者が申請する場合は、荷主企業との連名による者に限る

（振込先口座）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 銀行 |  | 支店 |
| 預金種目 |  | 普通　　 当座　 その他（　　　　　　　　　） | | | |
| 口座番号 |  |  | | | |
| 口座名義 |  |  | | | |

（注）口座名義は、代表事業者と同一名義であること。

標記の事業の補助金について、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

**１．補助事業の名称**

|  |
| --- |
| **○○○(品目)の○○○(国名)への輸出事業** |

**２．補助金申請額**

|  |
| --- |
| **2,000,000**円  （千円未満の端数は切り捨て） |

**３．担当者情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 法 人 名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 連 絡 先 | TEL： |
| Email： |

**４．事業計画の概要（背景や目的など）**

|  |
| --- |
| **・○○国の○○プロジェクトを受注し、○○県○○市の○○工場で製作した自動車部品製造用**  **○○を、○○国○○社へ輸出する事となり、神戸港を利用する。**  **・○○県○○市の○○工場で製作した○○は、○○港から○○○（船社）を利用し○○国○○社へ輸出していたが、神戸港から○○○（船社）を利用した輸出に変更する。** |
| 補助金交付要綱第３条：アイテムを選択してください。　に該当  【該当理由（事業の新規性等）：  **従来は○○港を利用し輸出していたが、上記理由により神戸港からの輸出に転換する】** |

**５．貨物輸送情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸送品 | 品目 | **○○製発電機、○○製切削機** | |
| 数量/総重量 | **○○基、台、/○○○ｔ/○○〇M3** | |
| 仕向地/出荷地 | **○○国/○○県○○市** | | |
| 輸送期間  ※工場出荷～現地 | **令和○年○月○日～令和○年○月○日** | | |
| 輸送経路・計画  ※工場出荷～現地 | ※別途輸送計画書を作成する場合は省略することができます。  **◆月上旬　○○市○○工場で製作、積込、陸上輸送**  **◆月中旬　神戸市○○倉庫に搬入、荷卸し**  **◆月下旬　梱包後○○アイランド○○バースへ輸送**  **●月上旬　○○船へ積込、○○国へ輸出**  **●月下旬　○○国○○港到着**  【輸送等手配（見積書発行事業者）：**○○株式会社**】 | | |
| 補助対象経費 | **①積込費用　　　　　　　　　 ： 700,000円（見積書１参照）**  **②陸上（海上）輸送費用　　　 ： 700,000円（見積書１参照）**  **③倉庫保管費用　　　　　　　 ： 700,000円（見積書２参照）**  **④荷卸し費用　　　　　　　　 ： 700,000円（見積書２参照）**  **⑤本船停船費用　　　　　　　 ： 700,000円（見積書２参照）**  **⑥○○船への積込費用 　　　　： 700,000円（見積書２参照）** | | |
| 合計金額（税抜） | | **4,200,000**円 |
| 補助金申請額 | 補助対象経費の2分の1  （上限200万円）  ※千円未満の端数は切り捨て | | **2,000,000**円 |
| 添付資料 | １．輸送品の**輸送計画書**（様式任意。**上記表の「輸送経路・計画」欄に詳細を記載している場合は不要**）  ２．輸送品のカタログ、写真など製品の**外観が分かるもの**  ３．事業対象経費の金額及び内容を証明する**見積書の写し**等 | | |

**６. 誓約・承諾事項**

本申請にあたり、申請者が以下の**全ての条件を満たしていること**を誓約します。

また、⑤及び⑥については、事実確認のための警察等関係機関への照会にあたり、代表者や 役員等の情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

（内容を確認のうえ、全ての□にチェック（✓）を付けてください。）

① 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない。

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない。

④ 国税及び地方税を滞納していない。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）が、役員等として又は実質的に、経営に関与している団体でない。

⑥ 役員等が、暴力団等に金銭的な援助、その他経済的な便宜を図ったことがあるなど、 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していない。